

有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託
プロポーザル実施要領

1 調達の背景と目的

令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹業務システムについて、原則全ての地方公共団体が目標時期である令和7年度末までにガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することとなった。

標準準拠システムはマイナンバーを取り扱う基幹業務システムであるため、特定個人情報保護措置として閉域網経由で構築・利用する必要がある。

本プロポーザルでは有田町・松浦市・平戸市それぞれが利用する接続ゲートウェイサービスとガバメントクラウド上のアプリケーションを接続するために必要となるサービス等の整備と運用保守を調達するものである。

なお、有田町・松浦市・平戸市にアプリケーションを提供し運用保守を予定している事業者（以下「ASP」という。）が利用するガバメントクラウドサービスはAWSから提供を受けることを予定している。

2 業務概要

(1) 業務名

- ①ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築業務
- ②ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務

(2) 業務内容

別紙1「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

- ①ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築業務

有田町	契約締結日から令和7年11月30日まで
松浦市	契約締結日から令和7年7月31日まで
平戸市	契約締結日から令和7年7月31日まで

- ②ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務

有田町	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（5年間）
松浦市	令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（5年間）
平戸市	令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（5年間）

3 調達方法

価格面と技術面を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する総合評価方式とする。

4 担当窓口

平戸市総務課DX戦略室

住所：〒859-5192 平戸市岩の上町 1508-3

電話：0950-22-9108

電子メール：jouhou@city.hirado.lg.jp

5 提案上限額

	①ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築業務	②ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務
有田町	6,600,000円	26,400,000円
松浦市	6,600,000円	26,400,000円
平戸市	6,600,000円	26,400,000円

※各市町からガバメントクラウドへの接続に係る回線費用は除くが、受託者拠点からガバメントクラウドへの接続に係る回線費用は含むものとする。

※提案上限額については、消費税及び地方消費税を含む。見積にあたっては、消費税率及び地方消費税率の合計を10%で積算すること。

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る見積書を提出する際は、上記金額を超えないよう留意すること。

6 スケジュール

公募開始（公告）	令和6年9月20日（金）
質問書の提出期限	令和6年9月27日（金）16：00まで
質問に対する回答	令和6年9月30日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年10月1日（火）16：00まで
見積書・企画提案書の提出期限	令和6年10月3日（木）16：00まで
審査	令和6年10月4日（金）～7日（月）
優先交渉権者決定（審査結果通知）	令和6年10月9日（水）
契約締結	令和6年10月9日（水）以降
第五次 LGWAN 移行日	仕様書の2業務対象（1）【表1】のとおり

7 参加資格要件

公告書のとおり

8 質問書の提出および質問への回答

（1）質問書の提出

- （ア）提出書類 質問書（様式1）
- （イ）提出期限 6. スケジュール参照
- （ウ）提出方法 電子メールにて送付すること。

※電子メールの件名は「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託プロポーザルに係る質問書」とすること。

※提出先は「4. 担当窓口」に記載のとおり

※書類は Microsoft Office で参照可能な形式とすること。

(2) 質問への回答

(ア) 回答期限 6. スケジュール参照

(イ) 回答方法 平戸市行政サイトに質疑応答を公表する。

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限 6. スケジュール参照

(2) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 会社概要および類似業務実績（様式3） 1部

(ウ) 業務実施体制表（様式4） 1部

(エ) 会社案内（パンフレット等） 1部

(オ) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を証する書類の写し 1部

(3) 提出方法

持参または郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

また、同じものの電子データ（Microsoft Office および Acrobat Reader で参照およびコピー&ペースト可能な形式）をメールで提出すること。

※提出先は「4. 担当窓口」に記載のとおりで、添付ファイルのサイズを8MB以内にすること。

※電子メールの件名は「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託プロポーザルに係る参加表明書等」とすること。

10 見積書、企画提案書の提出

(1) 提出期限 6. スケジュール参照

(2) 提出書類

(ア) 見積書（様式5） 正本各1部、副本各6部 ※代表者印必須。

(イ) 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

(3) 提出物の記載事項

(ア) 見積書

A) 本業務に係る全ての費用についての見積額を記載すること。

ただし、各市町からガバメントクラウドに接続するための回線費用（敷設費用含む）は除くものとするが、受託者拠点からガバメントクラウドに接続するための回線費用（敷設費用含む）は含むものとする。

- B) 見積額には、消費税および地方消費税を含むこと。なお、消費税率及び地方消費税率の合計を10%で積算すること。
- C) ①ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築業務については、「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）」の申請に必要となるため、業務内容ごとに職種、単価、工数（人日など）を明記し見積ること。
- D) ②ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務については、仕様書の2業務対象（6）の履行期間中の運用・保守費用について見積ること。
- E) 企画提案書に記載された内容については、提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるとみなす。
- F) 構築スケジュールを参考に、本業務にて構築するネットワークインフラに係るCSP利用料をAWS Pricing Calculatorを用いて積算し、PDFファイルまたは共有URLをテキストファイル等で提出すること。
- G) 各市町からガバメントクラウドには第五次LGWANを利用して接続するが、本業務にてネットワーク装置等が新たに必要となる場合はこれを勘案して見積を行うこと。

(イ) 企画提案書

企画提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙2「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託プロポーザルに係る提案書作成要領」に従って作成すること。

(4) 提出方法

持参または郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

また、企画提案書および見積書の電子データ（Microsoft Office および Acrobat Reader で参照およびコピー&ペースト可能な形式）をメールまたはファイル転送サービスを用いて提出すること。

※提出先は「4. 担当窓口」に記載のとおりで、メールで提出する場合は添付ファイルのサイズを8MB以内にすること。

※電子メールの件名は「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託プロポーザルに係る企画提案書等」とすること。

11 優先交渉権者の選定

(1) 審査

(ア) 審査は、「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託にかかる受託候補者選定委員会」において「有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務プロポーザル評価基準」に基づき実施する。

(イ) 実施日（予定） 6. スケジュール参照

(2) 優先交渉権者の選定

審査の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。

(3) 審査結果通知

(ア) 審査結果については、参加者すべてにメールにより通知する。なお、通知先のメールアドレスは、参加表明書下部に記載のものとする。

(イ) 通知日 6. スケジュール参照

(4) その他

提案者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を優先交渉権者として選定する。

12 契約

(1) 契約の締結

契約内容および仕様については、基本的に企画提案書の内容を採用することを想定しているが、優先交渉権者の決定後に各市町とそれぞれ詳細を協議の上、最終決定することとする。その際、改めて見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

企画提案書の項目において、役割が明確に示されている場合および必要により一部を再委託する場合は、あらかじめ各市町と協議の上、書面の届出を行い、同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

また、同意を得た業務について、再委託先がさらに再々委託を行うことは認めない。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

13 その他事項

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。

(3) 応募の辞退をする場合には、任意様式の「応募辞退届」を提出すること。

(4) 提出書類は、公平性、透明性および客観性を期するために公表する場合がある。

(5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 実施要領等に示した参加に必要な資格がない者が参加表明を行った場合

(イ) 参加表明書や企画提案書等に虚偽の記載をした場合

(ウ) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合

(エ) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(カ) その他実施要領等において示した参加条件等に違反した場合

(7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。